

議会運営委員会会議録

令和7年6月5日（木）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：27

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案及び報告の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 6月6日（金）午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 6月13日（金）午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 6月13日（金）午後5時
- 5 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第21号 サンビレッジ茜人工芝スキー場の存続・再開に関する陳情
 - (2) 陳情第22号 議長の辞職を求める陳情
 - (3) 陳情第23号 江口徹議長の議長辞職に関する陳情
 - (4) 陳情第24号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議に関する陳情

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和7年第3回定例会の提出議案及び報告について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第80号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第83号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第84号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の3件の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第80号 令和7年5月31日専決」と記載しております「令和7年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、小型自動車競走事業特別会計の令和6年度決算に伴う3億8904万5千円の繰上充用に係る経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に13億8608万3千円を追加して、256億1697万6千円にしようとするものです。

続きまして、「議案第83号 令和7年3月21日専決」と記載しております「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3 ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

介護保険特別会計では、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出の款・項の区分及び金額を補正するものでございます。

4 ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、「議案第84号 令和7年5月23日専決」と記載しております「令和7年度補正予算資料」をお願いいたします。

3 ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、定額減税の不足額給付事業に要する経費を補正するものでございます。

一般会計では、歳入歳出予算の総額に6億2244万1千円を追加して、858億8644万1千円にしようとするものです。

4 ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。「議案第75号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴い、公示送達の確認をインターネットで閲覧可能にするため、市民税関係では、特定親族特別控除の創設のため、たばこ税関係では、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を新設するため関係規定を整備するものでございます。

「議案第76号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立病院の診療科目に新たに循環器内科を設けるものでございます。

「議案第77号 契約の締結」につきましては、上堰改良工事について、ミゾタ・ジェイ・イー特定建設工事共同企業体と、3億690万円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第78号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」につきましては、消防団の飯塚方面隊第8分団の消防ポンプ自動車を買替え、配備するもので、取得価格は2464万円、契約の相手方は愛知ポンプ工業株式会社でございます。

2 ページをお願いいたします。「議案第79号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属に伴い、1路線を認定するものでございます。

次に、議案番号が前後しますが、議案第85号及び第86号の2件の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第85号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率区分の見直し等その他所要の改正を行うものでございます。

「議案第86号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い賦課限度額を、基礎課税分については1万円、後期高齢者支援金分については2万円引き上げるもの、及び均等割・平等割の減額対象範囲を拡大するもので、対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗じる金額を、5割軽減で1万円、2割軽減で1万5千円引き上げるものでございます。

次に、人事議案につきまして、ご説明いたします。議案第81号及び第82号の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」につきましては、「固定資産評価審査委員会委員」2名が、令和7年3月31日をもって辞任されましたことに伴い、後任委員の選任について、議会の同意を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

以上で、議案の説明を終わります。

最後に、報告について、引き続き「議案概要」で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。報告第2号から第11号までの10件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、令和6年度の「小型自動車競走事業特別会計の継続費繰越計算書」、「一般会計、小型自動車競走事業特別会計及び工業用地造成事業特別会計の繰越明許費繰越計算書」、「水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の予算繰越」、「飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」、「児童虐待に関する状況」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。

「令和7年第3回市議会定例会 議案一覧表」を御覧ください。

議案第75号は総務委員会に、76号及び77号は経済建設委員会に、78号は総務委員会に、79号及び80号は経済建設委員会に、83号は福祉文教委員会に、84号及び85号は総務委員会に、86号は協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第81号及び82号は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項10件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。5月臨時会を振り返るとですね、議会の4会派、15人いるわけですけども、この多数派が、付託に必要と思われる常任委員の選任につき、議長提案をことごとく反対し、否決に追いやったわけですね。その一方で、その4会派は、常任委員について希望を提出しないという挙に出たわけです。

本日、この4常任委員会に議案の付託を行うということについて、5月臨時会のようなことが起こらないのか、議会運営委員会としては責任ある決定をする必要があると思うんですよ。これについて、委員長は何か調整を図ったんでしょうか。

○委員長

今の川上委員の質問に答えますが、調整は図っております。基本的には5月30日までに、議長を通してですけども、各常任委員会、議会運営委員会も含めて、各会派もしくは会派以外の方にも、5月30日までに希望の委員会を提示するようにという申入れをしておりましたが、ここで話をするのもなんですが、議運のメンバーはそれぞれ出しております。常任委員会は、今、川上委員が言われました4会派以外の方々からは出ております。そういう状況であります。

今から議運として常任委員会に議案の付託をしていきますので、付託はまずはしたいと。まだ委員が決まってないということで、本会議、6月12日までには、またそれぞれの方々とは話し合いを進めていこうとは思っておりますけど。今、ここで決められる状況にはないかなというふうに委員長としては思っています。

○川上委員

私は、5月臨時会で議会運営委員9人中4人が出席しないという事態に遭遇してですね、議会運営委員会というのは「議会の運営について」、「議長の諮問について」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」審査をし、全体として議会の円滑な運営を図る立場にありながら、ここに4会派のそれぞれから代表してきている委員が、今後も出てこないのであれば、もう辞職するべきだというふうに申し上げたところ、次回からは、今日まで出ておられることについては、当たり前なことだろうと思うんだけど。議長が5月30日までにというふうに期限を切ったことについて、それは要望という形だろうと思うんだけど、4会派がその要望に答えていないという状況があるんだけど、この4会派は、いつまでにだったら出すというようには答えていないんですか。

○委員長

答えはいただいておりません。引き続き、議長、副議長において、そういう要望はしておりますが、回答はいただいていないというのが現状でございます。

○川上委員

5月臨時会の全体の評価は、議員自身が考えるところもあろうと思うけど、市民の判断するところによると思うんですよ。という点でいえば、全経過を見れば、4会派15人の議員によって議会は不正常に陥れていると。

今日、6月定例会提出議案を議運で審査するに当たっても、常任委員会の希望の提出がない。そして、いつならばそれができるという保証がないということになると、4会派15人の議員による議会の機能停止につながるような行動が今も続いていて、その意思が今日まで続いているというふうに思うわけですよ。

であれば、これまでの議会運営委員会でも検討する必要があるというふうに申し上げて、そのことができないわけではないという認識を一致させたと思うんだけど、後任が決まるまではね、現在の構成で常任委員会が議会として、執行部に対して、または本来的には市民に責任を負うということになると思うんですね。ですから、今日、委員長ないし、先ほど議会事務局のほうから提案のあった付託先をここにすることであれば、議会運営委員会としては、12日の初日になるんでしょうか、20日の議案質疑の後になるんでしょうか、そのときまでに、万一、新しい常任委員会が構成されない場合は、現在の常任委員会で議案審査を当然行うということは確認しておかないと、今から付託先を決める意味は、4会派15人によってなくなってしまうのではないかと思うんですけど、委員長、そのところについて、お考えをちょっと伺っておきたいと思います。

○委員長

ご指摘にもありますとおり、同意見でございます。今日、議会運営委員会としては、まず冒頭に言いましたとおり「議会の運営について」、これが第一義でございますので、議長からも諮問をちゃんと受けた委員会でございますので、まずは決まっていない常任委員会のメンバーの構成を第一に進めていきますが、最終的に出てこない場合は、今、川上委員のご指摘のとおり現状の委員で委員会は進めていこうと、私は思っておりますので、今日の段階では付託を受けます。決まらなければ、現状の各常任委員会の委員として参加していただくという旨で進めたいという議長からの諮問をいただいておりますので、そういうふうに進めていきたいと思っております。

補足しますが、あくまでも議運は付託先までを今日は認めていただいて、決定していきたい

と。各常任委員会の選任、もしくは委員長、副委員長の互選もありますので、それは各委員が議員としてどう考えるかということになりますので、議長、副議長もしくは我々も、同僚議員にしっかりと進めていく体制は取りたいと思っています。

○川上委員

それは分かりました。それは分かったんだけど、仮に4会派15人の中で、4常任委員会のうち委員長、副委員長になっている議員がいますよね。もし改選ができないという事態で、現在の委員でいくとすれば、この4会派15人の委員長、副委員長が、付託は受けられども委員会を招集しないと。あるいは、それ以外の議員が委員長、副委員長をした場合でも、委員会出席に応じないというようなことが、現時点では考えられるわけですよ。

それで、私としては、今日、出席されている4会派からの議会運営委員の皆さんに、そのところの考え方はどういうつもりなのか、お尋ねしたいぐらいなんです。

委員長、そのところまで調整するのが1番大事だけれども、もし調整できない場合は、市民に対する責任を果たせというのをね、それぞれの議運委員を通じてでも、各議員、委員長、副委員長には厳しく申入れておく必要があるのではないかと思うんです。委員長、その辺については、どうお考えですか。

○委員長

当議会運営委員会ではですね、もちろん議会の運営について審議いたします。なおかつ会議規則、委員会に関する条例等も、我々は付託を受けた委員会なんです。ですから、会議規則、条例にのっとってやります。イコール、選任されないまま、付託先委員会が日にちを迎えれば、委員会の招集権は委員長にありますので、既存の委員長がしっかりと招集をかけなければいけないと考えております。新しく互選されれば、新しい委員長に委員会の招集権はございますので、しっかりと委員長は委員長の職を全うしていただけるように、この議運としては考えておりますし、それが常識でございますので、そのとおりに議長にも申し述べ、正副議長並びに現状の正副委員長においては、そのように指導する予定でございます。ということで、常識においてやりたいと思っております。

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和7年第3回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」を御覧ください。

会期につきましては、6月12日から6月26日までの15日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、初日につきましては、さきの臨時会が自然閉会となりましたことから、2番目の会期決定ののち、議会運営委員会委員の選任、常任委員会委員の選任、議会選出各種委員等の選出についてご協議いただくこととしております。

また、6月23日及び24日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催いたします。会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策につきましては、引き続き実施していくこととしております。

以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、6月6日、金曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、6月13日、金曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が4件ございます。

「陳情第21号 サンビレッジ茜人工芝スキー場の存続・再開に関する陳情」、「陳情第22号 議長の辞職を求める陳情」、「陳情第23号 江口徹議長の議長辞職に関する陳情」及び「陳情第24号 江口徹議長に対する議長辞職勧告決議に関する陳情」以上4件につきましては、そのデータをサイドブックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

陳情第22号、23号、24号につき質問します。これは、いつ、どういう形で議会事務局に届いたのか、説明をお願いします。

○議会事務局次長

22号から24号の陳情につきましては、6月2日に受付を行っております。こちらにつきましては、郵便で議会事務局のほうに届いております。

○川上委員

これは、それぞれ時間が違って到着したのか、一緒に届いたのか。何時頃と思いますか。

○議会事務局次長

郵便物につきましては、一旦、総務課のほうに集まりまして、そこから振り分けられる形になっておりますので、正確な時間等については、事務局のほうでは把握できておりません。

○川上委員

このようにお尋ねするのは、いずれも日付が5月30日の金曜日なので、陳情そのものは議会としては歓迎すべきことだと思いますけど、全て郵送ということなんですね。分かりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

もう終わりますが、議運の委員の皆様は各会派から代表されて、既存の委員のメンバーで出てきておりますので、それぞれ今日の流れを説明なさる中で、先ほど川上委員が言われました新しいメンバー、常任委員会、議運のメンバーが決まらない場合は、現行のメンバーで、議案の付託先が決まっておりますので、現行の委員長、副委員長、メンバーで審議をするように、議運では決定しているということはお伝え願いたいと思います。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。